

(第3-4(2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施)

他資格制度における実習指導者

		実 習 指 導 者
医療 関 係	義肢装具士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。</u>
	救急救命士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>臨地実習施設における実習指導者の数は、学生10人当たり1人以上とすること。</u>
	言語聴覚士 義肢装具士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習指導者1人が担当する学生の数は、2名を限度とすること。</u>
	歯科衛生士	臨床実習施設における指導教員を明らかにし、その数は少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とする。なお、 <u>歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は3名を標準とすること。</u>
	視能訓練士 診療放射線技師 理学療法士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な人数とし、実習指導者1人につき2名程度とすること。</u>
	臨床工学技士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>臨地実習施設における実習指導者の数は、学生5人当たり1人以上とすること。</u>
福祉 関 係	介護福祉士 精神保健福祉士	適当な実習指導者の指導が行われること

(3) 実務実習生が行う無料の理容・美容行為について

実習機会の確保を図る観点から、実務実習生が行う理容・美容行為を無料で行う理容所又は美容所があり、近隣の理・美容所の営業を圧迫しているとの意見があることから、理容所又は美容所で行われる実務実習の適正な体制を明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

実務実習を行う理容所又は美容所の選定の基準として、「経営方法が適切であること」の要件を規定している。(平成10年通知)

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P32、P104〕

① 苦情等の状況

ア 厚生局及び都道府県の状況

「無料で行う等、近隣の理容所又は美容所から経営の圧迫をうけている実態がある又は聞いたことがある」厚生局3件(37.5%)、都道府県1件(4.8%)

イ 理容所・美容所の状況

近隣の理容所又は美容所から「苦情を受けている」5件(1.4%)、「苦情は受けていない」は312件(89.7%)

② 代金の徴収

ア 実務実習生が行う理容行為又は美容行為に対し、「料金を徴収する」60件(17.2%)、「代金を徴収しない」226件(64.9%)

イ 「代金を徴収する」57件(16.9%)のうち、「内容にかかわらず徴収する」29件(48.3%)、「内容によって徴収する」31件(51.7%)

【ポイント】

適切な実務実習の確保が困難な状況もあり、何らかの形で来店客を集める方策を許すことが必要ではないか。

【検討の方向】

実務実習を実施する理容所又は美容所において、実務実習生が一部の理容行為又は美容行為を行うことによって、料金の全部を無料とする又は料金を不当に低額にする等不当な営業行為に該当しないよう配慮する旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 規定創設の考え方

検討会において、以下のとおりの意見がでている。

ア 養成所内に営業と同じ施設か養成所で店舗を併設して顧客に対しての実習を行った実地実習が可能ではないかという話があったが、実習の一環としての作業なので実費で行うことになり、近隣にて営業している業者の営業妨害の問題もあり、絶大なるご理解のない限り難しい。

イ 何とかして、学校で生徒が一般顧客をモデルとして実習する事を実現し、学校教育と一般店舗との乖離を埋めたいが、豊かになった現代では、未熟技術者中心のそのようなモデルサロンの運営は現実には難しい。本腰を入れると商業ベースに見合うものとなり、知らず業界を圧迫する事になる。いわゆる「低料金店問題」で、現在学校の関係する問題は殆ど無いのだが、業界体質が弱まって、卒業後の就職先が「低賃金店」となっては困る。

(4) 選択必修科目（専門教育科目）における実務実習について

養成施設が任意に設定できる選択必修科目のうちの専門教育科目（エステティック、カウンセリング、総合技術等）に関する校外実習の実施に当たっては、生徒の負担過重とならないようにするとともに、必修科目の授業時間が所定授業時間数を下回らないよう、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならないとされているが、具体的な方法等について規定がないことから、適正な実務実習体制を確保する必要があるのではないか。

【現行制度】

選択必修科目、校外実習などの実施にあたっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならない。（平成10年通知）

【調査の概要】〔資料2〕調査結果P36、P107〕

① 校外実習の実施の有無

ア 養成施設では、「実施している」129件（36.3%）、「実施していない」181施設（51.0%）

イ 理容所・美容所では、「受け入れている」56件（16.6%）、「受け入れていない」226件（64.9%）

② 実習科目

ア 養成施設では、主な実習科目として、「理容・美容実習」が25件（19.4%）、以下、「接客・清掃」、「社会福祉・ボランティア実習」、「ブライダル」、「日本文化」等

イ 理容所・美容所では、「理容・美容技術」が18件（32.1%）、以下、「エステティック」、「フェイシャル・メイク」、「ネイル」、「接客・雑務」等

③ 実習時間

ア 年間

養成施設では、「51～60時間」10件（25.0%）、「1～10時間」「11～20時間」がそれぞれ7件（17.5%）、

イ 1日当たり

a 養成施設では、「4時間以上」14件（40.0%）、「4時間」11件（31.4%）、「3時間」5件（14.3%）

b 理容所・美容所では、「4時間以上」12件（26.7%）、「2時間」9件（20.0%）

【ポイント】

選択必修科目における適切な校外実習を行う場合は、どこまでの制限等が必要か。

【検討の方向】

技術習熟状況に応じた実施計画に基づく校外実習が行えるよう、必修科目における実務実習に準じた制限を設ける方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 選択必修科目

ア 各養成施設においては、必修の教科科目として、必修科目以外に適当な選択必修科目を設定することとなっている。（平成10年通知）

イ 選択必修科目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、理容カウンセリングなど、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門職業人としての自覚をかん養するものでなければならない。（平成10年通知）

ウ 選択必修科目については、一般教養科目群及び専門教育科目群の実施方針に則り、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各養成施設において独自に設定するものとする。（平成10年通知）

② 専修学校

ア 専修学校（高等課程及び専門課程）においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修（高等課程）、生徒が行う大学又は短期大学における学修（高等

課程) その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該課程における授業科目の履修とみなすことができる。(専修学校設置基準)

イ アの文部科学大臣が別に定める学修は、次に掲げる学習とする。
継続的に行われる活動(当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。)のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの。(文部省告示)

・ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

ウ アより当該課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。(専修学校設置基準)

選 択 必 修 課 目

一般教養課目群	
実施方針	<p>一般教養課目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに、専門職業人として自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものである。</p>
課目の例	<p>1 日本語</p> <p>(1) コミュニケーションの基本技術としての日本語の重要性を認識させ、読み、書き、話す表現力及び聞く力を身につけさせる。</p> <p>(2) すぐれた文学作品を鑑賞させ、日本語の表現の多様性や美しさを感じさせる。</p> <p>(3) 日本文学の歴史の概要を知らせ、その特色について学ばせる。</p> <hr/> <p>2 外国語</p> <p>(1) 英語などの外国語について、基礎的会話能力を身につけさせる。</p> <p>(2) 語学の学習を通じて外国の文化、生活習慣などに関する理解を深める。</p> <hr/> <p>3 保健体育</p> <p>(1) 各種の運動の合理的な実践を通して、運動機能を高め、健やかな心身の形成、協調性のかん養を図る。</p> <p>(2) 適度な運動や適切な休息が心身の健康増進のために重要であることを理解させ、生涯を通じて継続的に運動ができる能力と態度を育てる。</p> <hr/> <p>4 情報技術</p> <p>(1) 情報技術の基礎理論と応用技術を学ばせる。</p> <p>(2) コンピュータなどの情報機器の操作方法、情報処理の基礎技術を身につけさせる。</p> <p>(3) 情報機器を活用して、日常業務の効率化、合理化を図る能力を身につけさせる。</p> <hr/> <p>5 社会福祉</p> <p>(1) 社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させる。</p> <p>(2) 美容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせる。</p> <p>(3) わが国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせる。</p> <hr/> <p>6 芸術</p> <p>(1) すぐれた芸術作品に親しみ、鑑賞する能力を身につけさせるとともに、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。</p> <p>(2) 我が国及び世界の芸術の歴史を通じて芸術が個人や社会に及ぼす影響について学ばせるとともに、現代芸術の主な潮流について知らせる。</p> <hr/> <p>7 日本文化</p> <p>(1) わが国の伝統文化の歴史と特色を学ばせ、これを保存し、伝承することの重要性を理解させる。</p> <p>(2) 茶道、華道などの代表的な我が国の伝統文化に親しませ、伝統文化が日常生活の根底に息づいていることを認識させる。</p>

専門教育課目群	
実施方針	<p>1 専門教育課目は、必修科目において習得した基礎的な専門知識や技術を基に、さらに高度な専門知識や技術を身につけさせるものである</p> <p>2 科学的基礎に裏付けられた高度な理容又は美容技術を確実に実施する能力を身につけるばかりでなく、これらを応用して新たな技術を開発するための総合的能力を習得させる。</p>
課目の例	<p>1 エステティック技術</p> <p>(1) エステティック技術の目的が心身の健康と美の実現にあることを理解させ、科学的事実と合理的思考に裏付けられたエステティック技術の重要性を認識させる。</p> <p>(2) エステティック技術の歴史、理論、現状のほか、各種のエステティック技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。特に、エステティック技術の効果と安全性に関する科学的基礎について十分に認識させる。</p> <p>(3) エステティック技術において用いられる主な薬剤や機器の基本的使用方法や使用上の注意を身につけさせる。</p> <hr/> <p>2 理容又は美容カウンセリング</p> <p>理容又は美容サービスの一環として行うカウンセリングの意義、目的、内容実施上の留意点などについて、実地に即して学ばせ、理容師又は美容師の業務を全うするためには、正確な技術を提供するとともに、顧客の要望に応じた適切なカウンセリングの実施が重要であることを認識させる。</p> <hr/> <p>3 食品保健・栄養理論</p> <p>(1) 食品保健・栄養の基本的概念を理解させ、食品保健の意義、食生活と健康との関係、バランスのとれた食事の重要性について認識させる。</p> <p>(2) 特に、食生活と全身状態や皮膚、毛髪との健康との関連について正しく学ばせる。</p> <hr/> <p>4 メイクアップ (美容師養成施設)</p> <p>(1) メイクアップの歴史、理論、現状のほか、メイクアップ技術の目的、種類、技術上の注意などについて学ばせる。</p> <p>(2) メイクアップ技術において用いられる主な薬品と器具との基本的使用方法を身につけさせる。</p> <hr/> <p>5 理容又は美容モード理論</p> <p>必修課目の理容又は美容文化論において学習した造形、色彩、服飾などに関する基礎的知識を基に、顧客の個性、服装、その他の環境に応じてヘアスタイルを設計し、流行を創り出す能力を身につける。</p> <hr/> <p>6 理容又は美容総合技術</p> <p>(1) 必修課目において習得した基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせるとともに、理容又は美容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。</p> <p>(2) 常に新しい技術の吸収を怠らず、また、自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習慣づけさせ、専門技術者としての心構えを身につけさせる。</p>

(5) 名札等標識の着用について

実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う場合においては、利用者に対して、実務実習生であることの適正な周知を図るため、名札等の標識の着用を義務付ける必要があるのではないか。

【現行制度】

「実務実習生の氏名の掲示及び標識の着用等が適正の行われる等の指導を行う」(平成10年通知)旨を規定している。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P41、P111〕

① 指導状況

名札等の標識の着用の義務付けを「指導している」厚生局2件(25.0%)、都道府県8件(38.1%)

② 養成施設では、「着用を義務付けている」111件(61.7%)、「義務付けていない」54件(30.0%)

③ 理容所・美容所では、「着用している」229件(65.8%)、「着用していない」53件(15.2%)

【検討の方向】

十分な徹底がなれていないことから、実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う際は、名札等の標識の着用の義務付けを明確にする方向で検討を進めてはどうか。

5 通信課程について

(1) 通信課程における教育の充実について

通信課程を卒業した者の合格率が年々低下傾向にあることから、十分な通信教育がなされているかとの意見もあり、通信教育課程における面接授業と添削指導について充実を図る必要があるのではないか。

【現行制度】 別紙のとおり

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P47、P117〕

① 面接授業の授業時間数

「基準となる授業時間数を上回っている」31.1%、「基準となる授業時間数と同時
間」67.0%、「基準となる授業時間数を下回っている」1.1%

② 添削指導の状況

- ア 社団法人日本理容美容教育センターに「すべて委託している」244件 (93.1%)、
「一部委託」16件 (6.1%)、「すべて自らの養成施設で実施」2件 (0.8%)
イ 添削指導の内容は、「十分」228件 (87.0%)、「不十分」4件 (1.5%)

【ポイント】

通信課程における通信授業（添削指導）と面接授業の充実を図るためには、どのような方策を講じればいいのか。

【検討の方向】

「教員の資質」、「入所者」及び「実務実習時間」等の検討事項を踏まえ、通信課程の充実を図る方向で検討を進めてはどうか。

(第3-5 通信課程について)

通信課程の概要

養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

美容師養成施設の通信課程における授業は、

○教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（「通信授業」）

○養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（「面接授業」）の併用により行う。

面接授業

1 授業時間数

必修課目 590 (295) 時間以上

関係法規・制度 10 (10) 時間以上 衛生管理 30 (30) 時間以上

保健 30 (30) 時間以上 物理・化学 30 (30) 時間以上

文化論 15 (10) 時間以上 技術理論 15 (5) 時間以上

運営管理 10 (5) 時間以上 実習 450 (175) 時間以上

選択必修課目(各課目) 10 (5) 時間以上

※理容所又は美容所の従業者である生徒は、括弧内の数字によることができる。

2 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。

3 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。

4 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

通信授業

1 通信授業における教材

(1) 必修課目については、理容師又は美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、教科課程の基準に示す教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。

(2) 選択必修課目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。等

2 添削指導

必修課目

関係法規・制度 3回以上 衛生管理 4回以上

保健 4回以上 物理・化学 2回以上

文化論 3回以上 技術理論 5回以上

運営管理 4回以上 実習 6回以上

選択必修課目 適当な回数

3 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

4 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

教科書の提供 ↑ ↓ 添削指導の委託

社団法人日本理容美容教育センター

(2) 面接授業の時間数の緩和する理容所又は美容所の従業者について

通信課程において、理容所又は美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあつては、授業時間数を緩和しているが、当該緩和は、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する必要があるのではないか。

【現行制度】 (詳細は別紙のとおり)

- ① 養成施設の通信課程における面接授業時間数については、原則時間数を100時間減ずるとともに、特定の場合にはその時間を更に減じうるようにし、理容所、美容所において現に理容、美容の補助的業務に従事している者等に対しその実態に適する措置をとったものであること。〈昭和30年通知〉
- ② 通信課程は、従来の昼間課程、夜間課程の他に、地域的経済的事情により在学教育をうけることができない者に対して便宜を与えるためのものであり、通信課程を設ける養成施設においては、それぞれの教科課目ごとに以下に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づいて、適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定める。〈平成10年通知〉
- ③ ただし、理容所・美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあつては、括弧内の数字によることができる。〈平成10年通知〉

【調査の概要】 [(資料2) 調査結果P50、P119]

- ① 指導状況
 - ア 「理容所又は美容所に常勤として従事している者であることを指導・確認している」厚生局5件(62.5%)、都道府県1件(4.8%)
 - イ 「理容所又は美容所に従事している者であることを指導・確認している」厚生局3件(37.5%)、都道府県9件(42.9%)
- ② 養成施設の状況
 - 「常勤として従事している者であることを確認している」118件(45.0%)、「従事していることを確認している」61件(23.3%)、「確認していない」は0件

【検討の方向】

理容所又は美容所に従業していることをもって、面接授業の授業時間数を緩和していることから、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
 - 1年以上の相談援助業務の実務経験者について、相談援助実習を免除しているもの(精神保健福祉士)

(第3-5 通信課程について)

通信課程の概要

養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

美容師養成施設の通信課程における授業は、

○教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（「通信授業」）

○養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（「面接授業」）の併用により行う。

面接授業

1 授業時間数

必修課目 590 (295) 時間以上

関係法規・制度	10 (10) 時間以上	衛生管理	30 (30) 時間以上
保健	30 (30) 時間以上	物理・化学	30 (30) 時間以上
文化論	15 (10) 時間以上	技術理論	15 (5) 時間以上
運営管理	10 (5) 時間以上	実習	450 (175) 時間以上

選択必修課目(各課目) 10 (5) 時間以上

※理容所又は美容所の従業者である生徒は、括弧内の数字によることができる。

2 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。

3 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。

4 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

通信授業

1 通信授業における教材

(1) 必修課目については、理容師又は美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、教科課程の基準に示す教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。

(2) 選択必修課目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。等

2 添削指導

必修課目

関係法規・制度	3回以上	衛生管理	4回以上
保健	4回以上	物理・化学	2回以上
文化論	3回以上	技術理論	5回以上
運営管理	4回以上	実習	6回以上

選択必修課目 適当な回数

3 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

4 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

教科書の提供 ↑ ↓ 添削指導の委託

社団法人日本理容美容教育センター

(3) 通信課程の実務実習の場所について

理容所又は美容所において従事しながら通信課程に入所している生徒については、十分な技術の取得を可能とするため、養成施設が行う実務実習と同様の位置付けで、従事している理容所又は美容所で理容行為又は美容行為が行えるよう、明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

実務実習を行う場合、養成施設は、次の要件に適合する理容所又は美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならない。(平成10年通知)

- ア 管理理容師又は管理美容師の資格を有し、かつ、適切な監督のできる理容師又は美容師がいること。
- イ 当該理容所又は美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
- ウ 当該理容所又は美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P52、P121〕

「通信課程の生徒が従事している理容所又は美容所」39件 (100.0%)

【ポイント】

- ① 通信生が従事する理容所又は美容所を実務実習の場所とすることによって、養成施設が定めた実務実習の実施計画を超えた内容又は時間の理容行為及び美容行為が行われないか。
- ② 従事している理容所又は美容所で、実務実習と通常の業務とを明確に区別できるか。
- ③ 理容所又は美容所で適正な実務記録が作成され、養成施設による公平な評価が確保できるか。

【検討の方向】

養成施設が、実務実習を行う場所として適合すると認める要件として、「実習担当教員による定期的な巡回指導が可能な地域とする」旨を明確にし、通信課程にも当てはめる方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
 - ア 現に他の養成所の実習施設として承認を受けている病院を選定することとしているもの(看護師)
 - イ 実習担当職員による週1回以上の定期巡回指導が可能な地域にあることとしているもの(社会福祉士)